

令和6年度事業計画

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター

令和6年度（2024年度）事業計画

生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）」第57条の2第1項に基づく知事の指定機関であり、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の振興を図っていく上で、経営の指導等機関として重要な役割を担っている。

生衛業の大部分は経営基盤が脆弱な中小零細の事業者であり、昨年、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の第5類に移行したものの、今なお、影響を受けている事業者もある他、エネルギー価格、物価高騰、慢性的人手不足、賃上げによる人件費上昇等、生衛業の経営は危機的な状況が続いている。

道民の日常生活に極めて関係が深い生衛業において、事業者の廃業や経営状況の悪化によるサービスの低下等が進行すれば、利用者又は消費者（以下「利用者等」という。）の健康への影響も懸念される。

また、生衛業の振興を図ることは、地域住民の暮らしや雇用を支えるなど地域経済の活性化に繋がるものである。

以上を踏まえ、生衛業の経営の健全化、業界の振興及び衛生水準の維持・向上を図り、もって利用者等の利益擁護に資するため、令和6年度（2024年度）事業を次のとおり実施する。

第1 生活衛生関係営業指導等事業（公益目的事業）

1 生活衛生関係営業相談指導事業

生衛業者、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）、新規の生衛業起業・転業者（以下「生衛業起業家」という。）に対し、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興、生産性向上等に関する相談・指導や情報提供を行うとともに、生衛業に関する利用者等からの苦情相談に対応する。

(1) 相談指導事業

生衛業経営指導員3名を配置する相談室を設置し、道内の全ての生衛業者等からの経営、生産性向上、融資及び衛生等に関する相談並びに新型コロナウイルス感染症及びエネルギー価格、物価高騰、賃上げによる人件費上昇等による影響で経営悪化した生衛業者等への補助金、支援金、特別融資等の各制度の相談、指導等に面接、電話及び訪問等により対応するとともに、道内の主要都市において無料地区相談室を開設し、中小企業診断士による専門的な指導・助言を行う。

① 相談室の設置

場 所：指導センター

開設日：通年（土日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）、盆の期間（8/13～8/14）を除く）9:00～17:00

対 象：生衛業者、生衛業起業家、生衛組合ほか

相談料：無料

計 画：241日開設、利用者数延べ300人程度

② 地区相談室の開設

場 所：札幌市、千歳市、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、小樽市、室蘭市

対 象：相談室に同じ

相談料：無料

計 画：札幌市3回、その他各1回延べ11回開催、相談者一会場3名程度

(2) 生衛業生活衛生貸付資金融資等指導事業

日本政策金融公庫が行う融資制度のうち、生衛組合未加入者が生活衛生資金貸付の申込みに必要な知事の推せん書の発行等の業務を北海道から受託し、推せん書交付願及び添付書類の審査、推せん書の発行等を行う。

また、従業員5人以下の生衛業者を対象とした無担保無保証人の融資制度である「生活衛生関係営業経営改善資金貸付制度」に関する普及啓発を行うとともに、生衛業者が当該貸付の申込みを行うに当たっては、知事から経営指導等を委嘱されている「生衛業経営特別相談員（以下「特別相談員」という。令和5年12月31日現在委嘱数144名）」が事前調査を行うこととなっていることから、特別相談員の資質の向上を図るための研修会を開催する。

① 推せん書の交付事務

場 所：指導センター相談室

受付日：通年（土日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）、盆の期間（8/13～8/14）を除く） 9:00～17:00

対 象：生衛業者、生衛業起業者

手数料：無料

② 経営特別相談員研修会の開催

開催日：令和6年下半期

場 所：札幌市

講 師：中小企業診断士、日本政策金融公庫の職員ほか

参加費：無料

(3) 利用者等からの苦情相談事業

利用者又は消費者（以下「利用者等」という。）が安心して生衛業を利用できる環境を整えるため、利用者等からのサービス内容等に関する苦情相談に応じるとともに、該当する生衛業者及び生衛組合等に対し指導助言を行う。これらの苦情相談等にあたっては、消費者相談窓口と連携して対応する。

場 所：指導センター相談室

受付日：通年（土日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）、盆の期間（8/13～8/14）を除く） 9:00～17:00

対応者：生衛業経営指導員 3名

方 法：面接、電話、ファックス、メール等

対 象：道内の生衛業の利用者等、生衛業者、生衛組合、消費者相談機関ほか

(4) 生衛業情報化整備事業

経営状況調査等を通じ生衛業の衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等にとって有益な情報や、利用者等への良質なサービスの提供に関する情報を収集、分析し、ホームページに掲載するなどして道内のすべての生衛業者及び利用者等に情報提供する。

・利用者等への情報提供

研修会、セミナー等の紹介、各生衛組合及び実施事業の紹介、関連行事の参加案内等

・生衛業者等への情報提供

相談室・無料地区相談室の利用案内、各種の融資制度紹介、一般貸付に係る知事推せん書の交付案内、研修・講習会の受講案内、研修、セミナー等の概要紹介、温室効果ガス排出量の削減及び衛生管理に関する情報提供等

2 生衛業経営改善促進事業

道内全ての生衛業者、生衛業起業者を対象に経営の健全化・効率化を図るための研修会等を開催するほか、地区相談室の開設に合わせるなどして各種セミナー等を開催する。

また、日本政策金融公庫と当指導センター理事長、役職員で構成する相談支援連絡協議会を開催し、「生活衛生貸付」等に関する情報交換・意見交換を行う。

(1) 経営者研修会

時 期：令和7年2月

場 所：空知地区

参加費：無料

(2) 経営支援セミナー

時 期：令和6年10月

場 所：道東地区

参加費：無料

(3) 生衛業支援セミナー

時 期：令和6年11月

場 所：札幌市

参加費：無料

(4) 相談支援連絡協議会

時 期：令和7年2月

場 所：札幌市

3 生衛業健康・福祉対策等推進事業

地域社会との共存や福祉の増進など社会的要請に応える形で生衛業の振興を図り、また、衛生水準の維持向上を図るための取組を行う。

温室効果ガス排出量の削減の促進

地球環境保全の観点から、生活衛生関係営業者及び消費者団体等と連携協力して、温室効果ガス排出量の削減を促進する。

(1) 温室効果ガス排出量の削減に係る推進会議の開催

有識者、消費者団体及び行政機関等の参加協力を得て、生活衛生関係営業者等が実施する温室効果ガス排出量の削減に係る推進会議を開催する。

時 期：令和6年10月

場 所：札幌市

(2) 温室効果ガス排出量の削減の普及・啓発

温室効果ガス排出量の削減に関する普及・啓発用ポスター等を作成・配付し、利用者等に対する普及・啓発を行う。

4 標準営業約款登録等事業

標準営業約款登録制度は、生衛法第57条の12により、厚生労働大臣が認可した標準営業約款（通称「Sマーク」という。）に基づき、理容業、美容業、クリーニング業、麺類飲食業及び一般飲食業のサービス提供について、サービスの内容や店内表示、万一の事故等に備えた損害賠償保険の加入等の基準を定めているものであり、この基準を満たすことにより、良質なサービス提供ができる店舗として登録するものである。

標準営業約款の登録営業者は、(公財)全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導センター」という。)のホームページを通じて一般に公開され、利用者等が生衛業者を選択する際の有益な情報として活用されている。

当指導センターは、同法第57条の13第1項の規定に基づき、道内における新規及び更新登録等の業務を行うとともに、行政機関や消費者団体等のホームページ等への広告掲載、消費者向けポスター、チラシの掲示及び組合広報紙等へのPR記事掲載を行い、当該制度の普及啓発・登録促進を行う。

令和6年度登録見込件数：90件

5 クリーニング師研修等事業

クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習は、クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2及び第8条の3に基づき、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師及びクリーニング業務に従事する者に対し、衛生管理や接客サービスの向上、クリーニングや繊維製品に関する最新の知識や技術の習得を目的とするものである。

当指導センターは、実施機関として知事の指定を受けた全国指導センターから業務の一部を受託し、道内主要都市に会場を設けて実施する第1型及び会場で受講が困難な方や特別な事情で受講できない方のために自宅等学習で受講する第2型を実施する。

なお、第1型においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に万全を期すとともに、感染が拡大した場合等においては、第2型への変更等柔軟に対応する。

第1型：4回(苫小牧会場7月、函館会場9月、帯広会場10月、札幌会場11月)

第2型：2回

受講見込：クリーニング師研修270名(第1型160名、第2型110名)

クリーニング業務従事者講習230名(第1型105名、第2型125名)

第2 各種会議の開催等事業

定款の規定に基づき、理事会及び評議員会を開催するとともに、全国指導センター等が主催する各種会議、研修会等に出席し、指導センターの円滑な運営を図る。

1 正副理事長打合せ会議

年6回程度開催

2 評議員会

令和6年度定時評議員会 令和6年6月

3 理事会

令和6年度第1回理事会 令和6年5月

令和6年度第2回理事会 令和7年3月

4 全国又はブロック会議並びに研修会

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 都道府県指導センター事務局代表者会議 | 令和6年4月（東京都） |
| (2) 北海道・東北ブロック指導センター職員協議会 | 令和6年10月（秋田県） |
| (3) 都道府県指導センター理事長会議 | 令和7年3月（東京都） |
| (4) その他会議及び研修会等 | 随時 |